

市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き ●目次・・・・・・・・・・

はじめに

本手引きの構成と使い方

「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会」委員名簿

I 市町村編	1
1 市町村計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の法的根拠	1
(2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容	2
(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画	3
(4) 計画策定の意義と効果	9
(5) 計画策定の流れ	11
2 市町村計画のパターン	12
(1) 市町村計画のパターン	12
(2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合	13
(3) 地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定する場合	23
3 効果的な計画策定のプロセス	32
(1) 担当課の決定	32
(2) スケジュールの決定	34
(3) 現状の確認	36
(4) 課題整理	40
(5) 計画策定メンバーの決定	42
(6) 市町村計画案の作成	44
(7) 意見の聞き取りと反映	48
(8) 計画の決定と公表	50
(9) 協議会への報告	51
(10) 計画の見直し	56
◆委員コラム	48 63 65
II 都道府県編	67
1 都道府県に期待される市町村支援の内容	67
(1) 成年後見制度利用促進法、国基本計画	67
(2) 本事業アンケート調査結果からみえる、市町村から都道府県への期待	68

2	都道府県が行っている市町村支援の例	70
(1)	北海道・北海道社会福祉協議会	71
(2)	埼玉県・埼玉県社会福祉協議会	73
(3) - 1	神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	76
(3) - 2	神奈川県・神奈川県社会福祉協議会	79
(4) - 1	静岡県・静岡県社会福祉協議会	80
(4) - 2	静岡県・静岡県社会福祉協議会	82
(5) - 1	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	85
(5) - 2	宮崎県・宮崎県社会福祉協議会	87
◆	委員コラム	90 92 94

Ⅲ 資料編

1	成年後見制度利用促進基本計画	99
2	市町村	115
3	都道府県	128
4	地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項の文案例	136

本手引きの構成と使い方

○本手引きは、Ⅰ市町村編、Ⅱ都道府県編、Ⅲ資料編の3部で構成しています。

Ⅰ 市町村編

ポイント1：実際の市町村計画の例を掲載

- ・本手引きでは、策定形態や人口規模などを勘案し、4つの自治体の計画例を掲載し、ポイントを解説しています。
- ・まず、計画の内容や例を知りたいという方は、「2」をご覧ください。

ポイント2：市町村計画を策定する上での参考プロセスを整理

- ・市町村計画策定の参考プロセスをまとめています。計画の実効性を高めたいという方は、「3」をご覧ください。

ポイント3：市町村計画の見直しや次期計画の策定に向けたポイントを整理

- ・本手引きでは、計画を実行する段階での記録やデータの取り方、見直しの考え方についてまとめています。市町村計画の見直しや次期計画の策定を視野に入れて計画を策定したい方は、「3」(9)(10)をご覧ください。

Ⅱ 都道府県編

- ・成年後見制度利用促進法や国基本計画の中で書かれている都道府県に期待される市町村支援の内容を整理するとともに、実際に都道府県が行っている市町村支援の事例を掲載しています。

Ⅲ 資料編

- ・審議会設置条例の例や協議会設置要綱の例など、基本計画策定にあたって参考となるような資料を掲載しています。

はじめに

- 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものですが、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていません。
- こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降、成年後見制度利用促進法）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取組が不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第14条市町村の講ずる措置）、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画（以降、「国基本計画」）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。
- 平成29年3月24日に閣議決定された国基本計画では、市町村に対し、地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めています。本手引きは、各市町村で成年後見制度利用促進基本計画を策定する際の参考としていただくことを目的として作成しています。
- 計画策定にしっかりとした時間や人員をとることが困難な状況にある市町村が、最短ルートで計画を策定するイメージをつかむには、まず、本手引きの第1部「1」、「2」を参照してください。
- 計画策定のプロセスに関係機関や地域住民が加わり、共通認識を形成しながら計画を立案することは、計画を実行する上で必要となる地域連携ネットワークを構築していくことにつながります。丁寧なプロセスを経て実効性ある計画を作り込むヒントを提供するため、第1部「3」では、具体的な実践方法について紹介しています。
- 現在、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。たとえ判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態になっても、地域社会に参画しその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の適切な利用を含む地域の権利擁護支援の在り方を総合的に考え、住民に必要な権利擁護の支援につなげることが出来る地域の仕組みづくりが求められています。
- 成年後見制度の利用を必要とする人は判断能力が不十分な状態にあり、自ら「成年後見制度の申立てをしてほしい」と発信することは基本的に困難です。そのような状況におかれている

人は人権侵害に遭いやすく、自ら必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況におかれています。また、判断能力が不十分な人の生活を支える介護・福祉サービス事業者側からみても、そうした方々とのスムーズな契約や安定したサービス提供が難しく、当然に保障されるべき地域社会での生活の継続が、結果的に困難になる事態も生じています。

- 判断能力が十分でなく、一人では契約・選択（意思決定）が困難になった住民が引き続き地域社会で生活し続けられるよう、老人福祉法等は、成年後見制度の市町村長申立てや、当該申立てをスムーズに行うための取組を市町村の福祉行政に求めています。しかし、住民の権利擁護支援の必要性は、窓口で待っているだけでは気づくことができません。地域と連携し、早期にその必要性に気づく対応が重要です。また、権利擁護支援には、見守りや日常生活自立支援事業の利用を含む様々な方策があり、地域福祉の観点から、もっとも当事者に適した方法を取ることが重要です。
- 行政だけでなく地域住民、地域の関係者・関係機関が参画し、表面化しづらい権利擁護支援の必要性をどのように早期に把握し、どのように適切に支えていくのか、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」こそが、国基本計画の求めているものといえます。そして、このネットワークは、すでに取り組みされてきた「地域包括ケア」や「地域自立支援協議会」等の権利擁護や地域連携における福祉の取組に「司法」分野を追加し、家庭裁判所との連携を確保することで構築が可能です。
- 成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった権利擁護支援に関する地域生活課題について、関係機関や地域住民とともに協議会で検討し、包括的な支援体制を構築していくプロセスは、誰もがその人らしく生活を続けられることができる地域づくりの実現を目指す取組そのものといえます。全国どの地域に住んでいても、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や成年後見制度利用促進が、地域共生社会実現の重要な一手段として、また地域福祉行政の仕事として市町村計画に位置づけられ、取組が推進されることを心より期待しています。

平成31（2019）年 3月

成年後見制度の利用促進を目的とした
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会

委員長 上 山 泰

**「成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための
調査研究事業検討委員会」委員名簿**

※五十音順、敬称略

氏 名	所属・役職等
安藤 亨	愛知県豊田市 福祉部 福祉総合相談課 主査
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 助教
◎上山 泰	新潟大学 法学部 教授
香野 遥	神奈川県 地域福祉課 主事
橘 一明	福島県南会津町役場 舘岩総合支所 町民課 課長補佐（兼）総務係長
丸山 広子	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長

◎：委員長

※委員の所属・役職等については、平成31年3月末日時点。

■オブザーバー

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 地域福祉・ボランティア係

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

厚生労働省 老健局
総務課 認知症施策推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所